

市第5号議案

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（入居申込者に対する説明、契約等）

第14条 （第1項から第6項まで省略）

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の契約期間及び解約に関する事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号省略）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

（第8項から第11項まで省略）